| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容  ※小文字記載は指摘事項の概要 | | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第二編　業務委託を中心とする契約事務について | | | |
| １．大阪府の公益法人に対する業務委託 | | | |
| ②　積算の個々の内訳内容とその金額については民間業者等他者と比較可能な部分があるため、個々の委託契約における積算並びに契約金額の決定に当たっては必ず個別事情を考慮するとともに比較可能な部分の比較を行うべき | 公益法人との委託契約は随意契約によることが相対的に多い。その中でも多くを占めるのは２号随意契約である。２号随意契約によっているということはすなわち特命であることを意味し、当該随意契約の理由が真に合理的であるかという点においては議論の余地があるものの、積算価格の総額について他と比較することができないことが大前提となる。しかしながら、個々の積算の内訳の項目単価等では他と比較可能な部分がある。  　たとえ民間企業に発注したとしても必ず必要となる各経費の積算等については、個々には比較可能であることから、随意契約においてより経済性を高めるために比較検討が可能な部分については比較検討を実施すべきである（意見番号６）。 | 公益法人に随意契約により業務委託を行う際は、業務内容に即した基準に基づき積算を行い、随意契約ガイドライン（平成24年４月１日改正）「４．随意契約における積算の妥当性検討」により必要に応じて積算の妥当性・合理性や適正価格について検討を行う。 | 措置 |
| ２．大阪府の情報システム（ＩＴ）関連の業務委託 | | | |
| （７）情報システム関連の事業に係る業務委託に関する監査の結果と意見  ①　情報システムの調達におけるライフサイクルコストの評価をより厳格に運用すべき | 上記の「ＩＴ事業推進指針」や「ＩＴ事業の調達に係る運用方針」の原則的な規定に沿った運用がされている案件は半数以下であり、個別事情はあるものの指針等の趣旨が十分斟酌、徹底されているとは判断し難い。したがって、上記各部局においては、ライフサイクルコストの考慮について、指針等の趣旨を十分斟酌のうえ徹底をすべきである(意見番号７)。  ・障がい児施設給付費支払等システム | 障がい児施設給付費支払等システムについて、ＩＴ事業の調達に係る運用方針に沿い、平成26年度より複数年契約を締結した。 | 措置 |